

皆さんの子育てを応援します！

「子どもを産み育てるまち桐生」を目指して、市では、子育て世代の皆さんにさまざまなサポートを行っています。

対象に該当すると思われる人で、まだ申請などをしていない人は、各問い合わせ先にご相談ください。

妊婦歯科健康診査

マイナス1歳からのむし歯予防！

妊娠中は、体調の変化などにより、口の中のトラブルがおきやすくなっています。妊娠中に歯周病が進行すると、早産や低体重児出産のリスクが約3倍に高まります。

対象者には、母子手帳交付時に「妊婦歯科健診受診票」をお渡ししています。

ぜひ受診し、口の健康づくりに取り組みましょう。

子育てに関する相談は、JR桐生駅前の保健福祉会館へどうぞ。

子育て全般の問い合わせ

健康づくり課
母子保健係
(☎ 47 - 1152)

健康づくり課
母子保健コーディネーター
石塚主査

対象

4月1日以降に母子手帳の交付を受けた市内に住所がある妊婦

健診前に登録歯科保険医療機関に予約し、「受診票」を持ってお出かけください。

妊婦歯科健康診査の
問い合わせ
健康づくり課
地域医療係
(☎ 47 - 1152)

健康づくり課
歯科衛生士
町田主任

期間＝3月31日(火)まで

場所＝登録歯科保険医療機関

内容＝問診、歯・歯肉の状態の検査、結果説明



ブックスタート

7か月児健康診査時に、絵本をプレゼント！

市では、絵本の読み聞かせと、2冊の絵本を布製バッグに入れてプレゼントする、ブックスタート事業を行っています。

絵本の読み聞かせを通して、絵本を開く楽しさを知ることと、親子の心が触れ合うきっかけ作りをしています。

対象 市内に住所がある保護者と赤ちゃん

この事業に協力していただける読み聞かせボランティアを募集中です。詳しくは18ページをご覧ください。

健診会場で
お会いしましょう！



ブックスタートの会
馬場さん



幼稚園・保育園・認定こども園
を利用する3歳以上の子どもが
対象です。

第3子以降副食費免除事業

3人目から、おかず代を免除！

幼児教育・保育の無償化に伴い、2号（保育）認定の子どもは、副食費（おかず代）が施設による実費徴収に変更となりました。これにより保護者の負担が増えることのないよう、第3子以降の副食費を免除します。また、対象者を1号（教育）認定の子どもにも拡大します。

該当する人は、子育て支援課（市役所1階）へ申請してください。
※10月1日以前に「桐生市第3子以降保育料無償化」の決定を受けている人は、申請の必要はありません。



子育て支援課
佐藤主事

対象 次の全てに該当する人

1. 市内に住所がある
2. 市町村民税の申告をしている
3. 同一世帯で3人以上扶養している
4. 保育料に滞納がない



児童手当

手続きについては
お問い合わせください。



問い合わせ

子育て支援課 (☎内線 268)
新里支所市民生活課 (☎74 - 2904)
黒保根支所市民生活課 (☎96 - 2112)

子育て支援課 小倉主事

児童を養育している人に支給します。
お子さんの誕生日の翌日から15日以内に申請をすれば、
誕生日の属する翌月分から支給します。

対象

中学校3年生までの児童を養育している人

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※所得が限度額以上の場合は、特例給付として、
児童1人あたり月額5,000円を支給します。

児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母のいない児童を養育している
人などに支給します。

支給期間は、児童が18歳に達する年の年度末まで
です。ただし、精神または身体に一定以上の障害があ
る場合は、20歳未満までです。

相談のご予約を
お待ちしております。



問い合わせ

子育て支援課 (☎内線 268)
新里支所市民生活課 (☎74 - 2904)
黒保根支所市民生活課 (☎96 - 2112)

子育て支援課 加納主事

対象

次のいずれかに該当する、児童を監護して
いる父または母や、父母に代わって養
育している人

父母が離婚／父または母が死亡・重度の障害者(障
害年金1級程度)・生死不明・1年以上遺棄・1
年以上拘禁・DV保護命令を受けた／母が未婚／
孤児など

	児童1人あたりの月額
1人目	42,910円～10,120円
2人目	10,140円～5,070円加算
3人目以降 (1人あたり)	6,080円～3,040円加算

皆さんの子育てを応援します!

まずはご相談ください。
申請に必要な書類をご案内します。

特別児童扶養手当

障害の程度に応じて支給します。



問い合わせ

子育て支援課 (☎内線 268)
新里支所市民生活課 (☎74 - 2904)
黒保根支所市民生活課 (☎96 - 2112)

子育て支援課 中村主任

対象

精神または身体に一定以上の障害がある
20歳未満の児童を養育している人

等級	児童1人あたりの月額
1級	52,200円
2級	34,770円

福祉医療費助成制度

加入する健康保険で保険医療機関などを受診したときに、
医療費の自己負担額を助成します。対象者には受給者証を発
行しますので、受診前に申請をしてください。

お気軽に
お問い合わせください。

対象

次のいずれかに該当する人

1. 15歳になる誕生日以後、最初の3月31日までの
子ども(4月1日生まれは15歳の誕生日の前日まで)
2. 母子・父子家庭で、18歳になる誕生日以後、最初
の3月31日までの子ども(4月1日生まれは18
歳の誕生日の前日まで)と、母または父
3. 父母のいない、18歳になる誕生日以後、最初の3
月31日までの子ども(4月1日生まれは18歳の
誕生日の前日まで)



問い合わせ

医療保険課
医療助成係
(☎内線 257)

医療保険課 兼原主査

不妊・不育症治療費助成事業

医師が認めた不妊・不育症治療費の一部を助成します。治療した年度ごとに申請が必要で、3月31日までにを行った治療が対象になります。年齢制限はありません。

問い合わせ＝健康づくり課母子保健係（☎47 - 115 2）、新里保健センター（☎74 - 5550）、黒保根保健センター（☎96 - 2266）

▶不妊治療費助成金

保険診療一部負担金と保険適用外医療費の合算額の2分の1、ただし「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けた場合は、対象医療費総額から県の助成額を差し引いた額の2分の1（上限10万円）。同じ年度内に1回、通算5回まで。

▶不育症治療費助成金

保険診療一部負担金と保険適用外医療費の合算額の2分の1（上限20万円）。同じ年度内に1回、通算5回まで。

対象

次の全てに該当する人

1. 法律上の夫婦である
2. 申請日の1年以上前から市内に居住
3. 医療保険に加入している
4. 市税を滞納していない

群馬県不妊専門相談センター

女性産婦人科医が相談に応じます。

期日＝毎月第1・第3木曜日※祝日、年末年始を除く

時間＝午前10時～午後3時30分

場所＝群馬県健康づくり財団（前橋市堀之下町）

申し込み＝電話で群馬県不妊専門相談センター（☎027 - 269 - 9966、土、日、祝日を除く午前9時～午後5時）へ。

令和2年度奨学資金

令和2年度分の奨学資金の申し込みを受け付けます。貸付金額は右下の表のとおりで、年3回に分けて申請者の口座に振り込みます。奨学資金は無利子で、卒業の翌月から貸付年数の2倍に相当する期間内に返済していただきます。

申し込み＝2月3日（月）から28日（金）までに、申請書を直接、教育委員会総務課（市役所4階）へ。

申請用紙は、同課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱・新里・黒保根公民館、市ホームページにあります。問い合わせ＝教育委員会総務課庶務係（☎内線654）

対象

次の全てに該当する人

1. 市内に居住
2. 大学・短大・高専・高校・専修学校（修学年数2年以上）に在学中または入学予定
3. 経済的理由で修学が困難

区分	貸付金額（年額）	
大学生	408,000円	
短期大学生	300,000円	
高等専門学校生	180,000円	
高校生	96,000円	
専修学校生	高等課程	96,000円
	専門課程	300,000円